

実践報告

留学生に対する情報伝達の現状と課題 ～報告・連絡・相談のあり方～

中 川 千 代

はじめに

本学は、在留資格「介護」創設前の2009（平成21）年度から介護福祉士を養成する人間介護福祉学科（現在は、キャリア育成学科介護福祉コース）を中心に留学生を受け入れている。筆者が所属する介護福祉コースは主に介護福祉士の国家資格取得を目指している学生を養成している。2009年頃は、介護福祉士資格を取得して卒業しても外国籍の学生は「介護」の資格を活かして就職することはできなかった。進路は、別の資格取得を目指し四年制大学に再入学・編入したり、「介護」以外の名目で介護施設に就職したりしていた。その当時受け入れていた留学生はほとんどが中国出身であったため、日本語能力はあまり高くなくても漢字圏であることから意思疎通は割と出来て、様々な専門用語も漢字からおおよその意味を理解でき、授業にも大きな支障なくついてきてくれていた感覚があった。

2015（平成27）年度ネパール出身の留学生を1名受け入れて以来、徐々に多国籍多人数の留学生を受け入れることになる。2019（平成31）年度からは、1クラスの中で非漢字圏の留学生が占める割合が50%を超えた事から、授業中はもとより、事務手続き、様々な学生支援の場面においても留学生とのコミュニケーションをいかに円滑に行い、必要な情報伝達をしていくか、さらに学生生活を不安なく過ごし、卒業後希望の介護業務に国内で就けるためにどのような支えが必要かなどが解決すべき課題として顕在化している。

そこで、2017～2020年度に受け入れた留学生の状況をまとめ、本学の支援体制と実際の出来事を中心に、科目担当者として介護福祉コースの教員として、また、ゼミナール担当教員としてどのような気配りや声かけを行ったか、主に留学生自身からの情報収集、彼らへの情報提供の場面での工夫、また各関係機関との連携について現状と課題をまとめる。

1. 外国人介護人材の日本への受入れについて

2025年に団塊の世代すべてが75歳以上になる上、介護が必要となる人が急速に増加することが見込まれている中、厚生労働省は介護人材確保に取り組んでいる。外国人介護人材の日本への受入れについては、現行以下の4ルートがある。

(1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ

インドネシア、フィリピン及びベトナムから受入れ、981人（2019年3月現在）が介護福祉士国家資格を取得している。

(2) 在留資格「介護」による受入れ

(3) 技能実習制度（介護職種）による受入れ

発展途上地域等への技能等の移転を図りその経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律案」が2016（平成28）年11月に成立・公布され、2017年11月1日に施行されている。介護分野では2017年9月にサービスの質の担保など介護サービスの特性に基づく要請に対応できるように、2017年11月1日に対象職種に介護が追加された。

(4) 新たな外国人人材受入れのための在留資格「特定技能」の創設

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において外国人を受入れる「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が2018（平成30）年12月8日に成立し、2019（平成31）年4月1日から施行されている。この在留資格「特定技能」は、一定の専門性・技能を有している人材を就労目的で幅広く受入れていくための仕組みであるため、その入国に当たっては一定の技能水準と一定の日本語能力が求められ、介護分野においては「介護技能評価試験」を所管省庁が実施することとなっている。

2. 在留資格「介護」による受入れ

在留資格「介護」による受入れは、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、2017（平成29）年9月より制度が施行されており、2018（平成30）年12月末時点で185人、2019（令和元）年6月末時点で499人が就業している（法務省入国管理局HP「令和元年6月末現在における在留外国人数について」）。その基本的な流れは、留学生として介護福祉士養成施設で2年以上学習し、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士資格を取得することで、在留資格「介護」が付与される。留学生の間は、原則家族の帯同が認められず、資格外活動（アルバイト）として就業に制限（週28時間まで）があるが、在留資格「介護」を取得した後は、家族の帯同が可能となり、就業に制限がなく業務に従事することができる。

(1) 経過措置による介護福祉士の登録

介護福祉士資格取得に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）（以下「新法」という。）の施行により、2017（平成29）年4月1日より介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となる（介護福祉士登録を受ける）には介護福祉士試験に合格しなければならない（新法第39条）こととなったが、新法の施行（平成29年4月1日）から2027（令和9）年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格または受験しなかった者）、公益財団法人社会福祉振興・試験センターに登録の申請をすることにより卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする特例措置が設けられている。

(2) 経過措置の概要

5年の間は、介護福祉士国家試験に合格した者と同様、介護福祉士だが、5年の間に①または②のいずれかの方法により、有効期限を解除しないと、5年後に介護福祉士の登録は消除される。

- ① 5年の間に、介護福祉士国家試験に合格すること。
- ② 養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から起算して、5年間、継続して介護等の業務に従事すること。

つまり、現時点では2026（令和8）年度卒業の留学生までは、介護福祉士国家試験に不合格になったとしても在留資格「介護」を付与され、卒業の翌年度から5年間介護等の業務に従事し続ければ介護福祉士となれるということになる。よって2025（令和7）年度入学までの留学生にとっては在留資格「介護」の特例措置によりハードルが下げられ、介護福祉士養成施設を卒業すれば日本で就労する機会（就労ビザ）を得られることになる。それだけに、介護福祉士養成施設での2年間に日本語能力を高めるとともに日本の文化・習慣・国民性を理解すること、そして何より介護の基本的な知識・技術を身につけることがいかに必要であるのかは明らかである。

3. 本学の留学生状況

本実践報告は高田短期大学研究倫理委員会で承認（高短研審第20-9号）を得ている。本学キャリア育成学科介護福祉コースでの留学生受入れ状況は、図1のとおりネパール、スリランカ、中国、フィリピン、ベトナム、モンゴルの6か国からでネパール出身者が急増している。留学生と日本人のバランスも2019、2020年度では50%以上が留学生という状

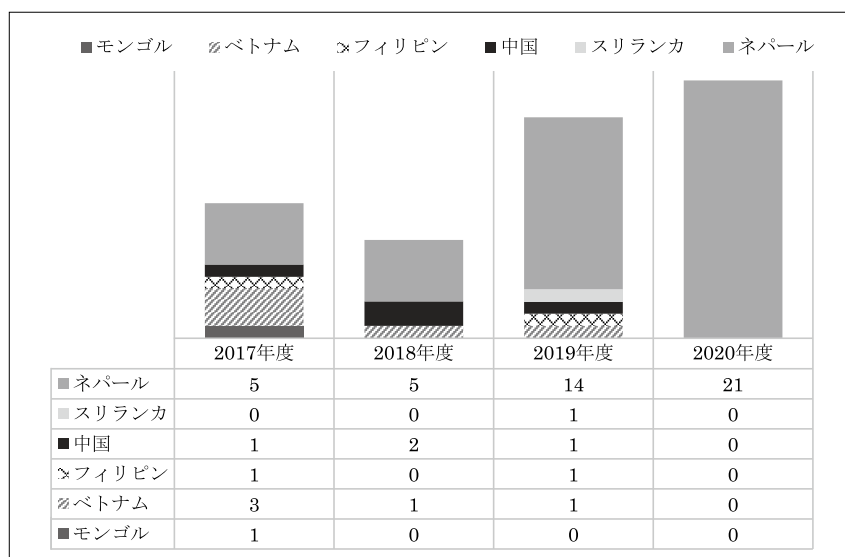


図1. 本学の留学生受入れ状況（出身国別）2017～2020年度入学生

況である（図2参照）。全国的には、図3のとおりベトナム出身者が最も多く次いで中国、ネパールとなっており、2019年度は2,037人（26か国）を受け入れている。なお、2019年度の養成施設の定員は14,387人で入学者数6,982人、定員充足率は48.5%、入学者のうち留学生が占める割合は29.2%であった。また、2020年度の定員は13,619人で入学者数7,042人、定員充足率は51.7%、入学者のうち留学生が占める割合は34.0%である。本学だけにとどまらず全国的に留学生が増加傾向にあることがわかる。

また、図4は留学生の年齢構成の状況で19～26歳の分布が主で、2020年度はそれまでの年度に比べ低年齢化していることがわかる。JLPT日本語能力試験（Japanese-Language Proficiency Test、略称JLPT、日能試）は、公益財団法人日本国際教育支援協会と独立行政法人国際交流基金が主催の、日本語を母語としない人を対象に日本語能力を認定する検定試験である。現在は、7月および12月の年2回試験が実施されている。

本学の外国人留学生入試の出願資格としては、本学の建学の精神および教育の理念などを理解した上で、日本の高等教育機関で学ぶことの意義を理解し、日本で学ぼうとする熱意のある者を対象としている。具体的には、外国国籍を有する者で、外国の学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、「出入国管理及び難民認定法」において大学入学に支障のない在留資格を有する者、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」N3以上合格者またはこれに準ずると認められる者となっている。図5は、入学時のJLPTの合格状況を示す。図6は2017～2020年度の留学生のJLPTの受験とその結果を示す。ただし、2020（令和2）年7月については新型コロナウイルス感染対策のため中止されているので、2020年度入学者については2020年12月6日に試験が開催さ

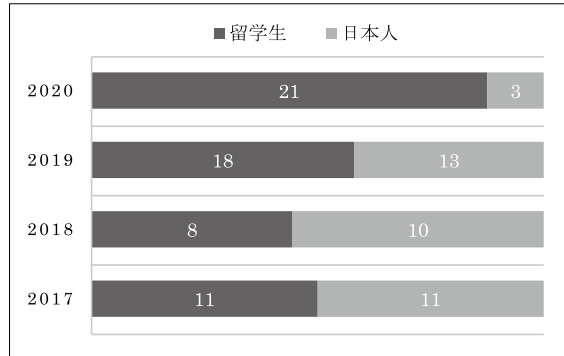


図2. 留学生と日本人のバランス

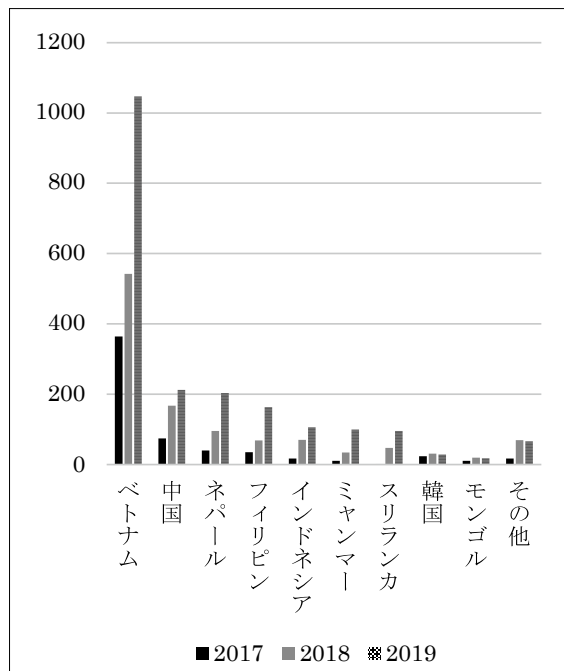


図3. 全国の介護福祉士養成施設での留学生受入れ状況

れ、2021年3月上旬に結果がわかる予定である。図6より2017～2019年の留学生37名中、在学中にN3の合格者は3名、N2の合格者は6名、N1受験者は7名だが7名中ひとりも合格できなかったという結果であった。

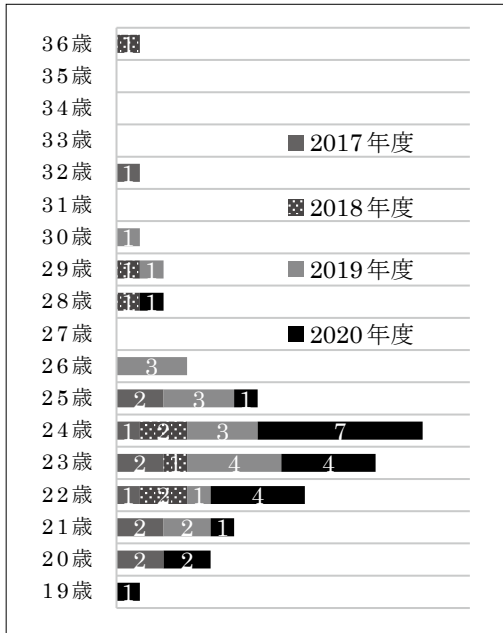


図4. 本学受入れ留学生の年齢構成

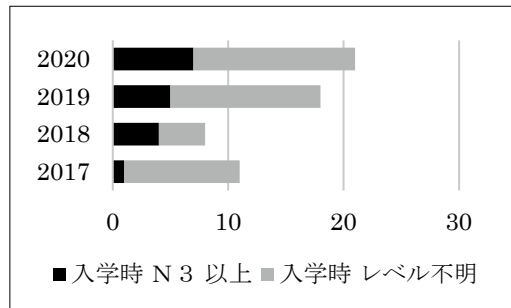


図5. 入学時の日本語能力レベル

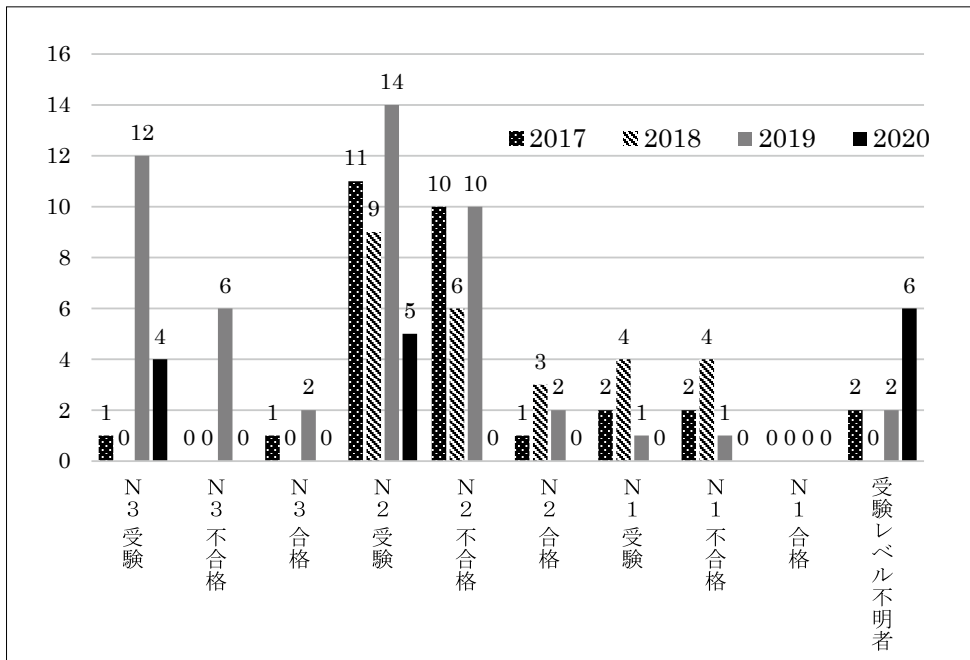


図6. JLPT 日本語能力試験 (在学中) 受験状況 (複数回答あり)

4. 本学の留学生支援体制

本学の留学生の日本語能力レベルは、上記のとおりである。そのような現状の中、本学では外国人留学生支援委員会をはじめ、教学部に外国人留学生支援室を置き、事務局職員12名が生活面での留学生アドバイザーとして職員一人が3~4名の留学生を担当する体制をとり、きめ細かいサポートを実施している。学修面でのサポートとしてはゼミナール担当教員、日本語教員が担当する。カリキュラムに留学生が選択できる「日本語会話Ⅰ・Ⅱ」「日本語作文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「日本事情Ⅰ・Ⅱ」の科目を設置している。また、共通教養科目である「日本語表現」「キャリアデザイン」「情報基礎演習」は日本人クラスと留学生クラスに分け授業を行っている。介護福祉士専門領域の科目に関してもTA（ティーチングアシスタント）や日本語補助員を配置している科目もある。そして単位には関係ない「留学生日本語特別講座」を週1コマ開催している。

5. 科目担当教員、ゼミナール担当教員としての実践

(1) 「コミュニケーション技術」の取り組み

1年前期に設定されている「コミュニケーション技術」の中で、介護者としての自分自身の理解を目的に「自分の大切にしている価値について」グループで意見を述べあい、他人の意見を批評せず十分に耳を傾け最終的に合意形成を図る体験を行っている。年度によって多少の差はあるが毎年人気の授業である。クラスの人間関係ができあがってしまう前に行う方が日本人の場合グループワークが成立しやすいと考えていた。また、グループワークの特性として、小グループは異質性の高いグループの方が高い学習効果が得られることからメンバーづくりにも工夫してきた。性別・年齢・出身国・課外活動歴などに配慮し、グループによい刺激となるような独創性や創造性のある議論が展開できるよう意図してきた。18歳の女性で積極的に意見を交わすことを好まない学生が集まってしまうと合意形成がすぐできてしまい、価値についての揺らぎが起これば議論が深まらないケースもある。もちろん筆者も介入して揺さぶりをかける。熱心にやりとりをして発表のために合意形成を図ろうと努力する中でいろいろな考え方があることに気づいていく。全15回中第2・3回あたりに90分~130分位かけて行っている授業だった。

この授業が2018年度までは成立していた。日本人も多かったのでグループワークを行いながら留学生を学生同士でもサポートし進行していくことが可能だった。留学生の増加に伴い2019年度からは授業進行が難しくなった。7つの価値「権力」「健康」「学歴」「愛情」「名誉」「金銭」「誠実」の意味調べを事前学習課題とすることとし、グループメンバーがすべてネパール出身者の場合はネパール語で議論しても良いことにした。また、コロナ禍で対面授業ができなかったこともあり、2020年度は第11・12回に計画し直して180分かけて行った。振り返りシートに記入された内容（日本人学生）について表1に一部挙げる。表1の振り返りシートに表現されたような学びができることがねらいだが、留学生の中から

表 1. 価値交流学習終了後の学生振り返りシートの内容（一部抜粋：日本人学生）

この話し合いや発表で、気づいたことは何ですか	<ul style="list-style-type: none"> ・人それぞれ意見が違うから相手の意見も尊重していきたい。考え方が似ている班もあれば全く違う班もあり楽しかった。みんな積極的に話し合いに参加して話すことができた。どれだけ反対の意見でもやさしく聞いてくれたからよかった。 ・グループによって順位が違って国（文化）によって考え方が違うことに気づいた。みんな同じ意見ではないことを知れて面白いと思った。 ・人にはそれぞれ違う考え方があることがわかった。同じ順位にした人でも理由が違うことがあった。 ・自分の考えを言って他人の考えを聞いて納得することもたくさんあったので、他の人の意見をしっかりと聞くことは大切だと思った。 ・意見を一つにまとめるのが難しかった。価値観は一人ずつ違うのでまとめることはそもそも難しい。
この話し合いや発表で、気づいたことを今後の生活にどう生かしますか	<ul style="list-style-type: none"> ・人はみんな考え方が違うということを覚え、その人に合った介護とか関わり方をしていかなければならないと思った。みんなで話せることを増やしていきたい。 ・最初からものを決めつけないことが大切だ。だから周りも気にしつつ自分も意見を言えるようにしていきたい。 ・人の意見を最後まで聞いて分からないことはちゃんと聞いていこうと思った。 ・これから働いた時にも話し合いがあると思うけど、他人の意見をしっかりと聞いて自分の意見と違う考え方があるということを頭に置いて話し合いをしたい。 ・あまり話をしたことのない人と話ができて意外と価値観が似ていて話をしてみてその人の印象が良い意味で変わった。

も「人によって考え方は違う」「相談することで何が大事かわかった」「自分が思うこと他人が思うことは違うので意見を聞いていくことが大切」などの言葉を引き出すことができた。概ね意図が伝わったと感じられた。

(2) 「介護概論」の取り組み

「介護概論」の授業の中では沢山の専門用語が出てくるので困難を極めている。漢字が読めないためにわからないのではなく、その単語の読みがわかったとしても意味がわからないためルビを振るだけでは解決しない。初回全員に指定のクリアファイルを配布し、日付・授業回数・配布資料の種類・板書内容を記入できる授業プリントを毎回配布した。授業で行った内容を整理できるように毎回指導しても回数が重なってくるとその授業プリントをうまく活用できず混乱し「何日の何回目に配布したこの資料を出してください」という指示になかなか反応できない。クリアファイル提出日を指定してきちんとファイリングするよう事後学習課題にしてもできない学生もいる（本来なら授業中に簡単にできる作業である）。漢字の問題というよりは「学修」習慣の訓練ができていないようにも感じられる。

例えば高齢者虐待を教えるために、まず「これは虐待ですか？」という12の不適切なケアの例「自力で食事摂取ができるが時間がかかる利用者に対して、時間の節約のため職員がすべて介助してしまう。」等をプリントで示したとしても、その文がどういう意味なのかがすぐに理解できないためそれを理解するのに時間がかかり、不適切なケアかそうでないのかも自己判断できない。不適切なケアがすべて虐待ではないが、適切なケアができる環

